

令和4年12月2日
第七管区海上保安本部

海上交通安全法及び港則法の規定に基づく航路通報・事前通報時のFAX利用廃止のお知らせ

1 FAXの利用廃止に至る経緯

政府は、「デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）」及び「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）」に基づくデジタル改革を推進しており、デジタル改革を推進するための共通指針として定めた「デジタル原則」では、書面等による提出を義務付ける手続・業務については、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、情報通信技術の活用を図ることによって、社会生活の利便性の向上及び事業活動の効率化を促進することとしております。

これにより、内閣官房行政改革推進本部事務局が主導し、FAXを利用した業務・手続きについて、オンラインによる一層の効率化の観点から、全省庁がFAX利用を廃止し、電子メール等を利用した業務・手続きに切り替えることになりました。

以上のことから、航路通報・事前通報は、FAXによる手続きを廃止することとしましたのでお知らせします。

2 FAX廃止予定日

令和4年12月31日（土）

※電子メールでの受け付けは、令和4年12月19日（月）から開始します。

3 FAX廃止後の通報手段（※電子メールでの申請は別添フロー図のとおり）

NACCS、電子メール（パソコン、スマートフォン）、無線通信、書面（持参又は郵送）、電話

4 お問い合わせ先

事前通報時のFAX利用廃止についてのお問い合わせは、各通報先（窓口）にお問い合わせ願います。

【七管内通報先】

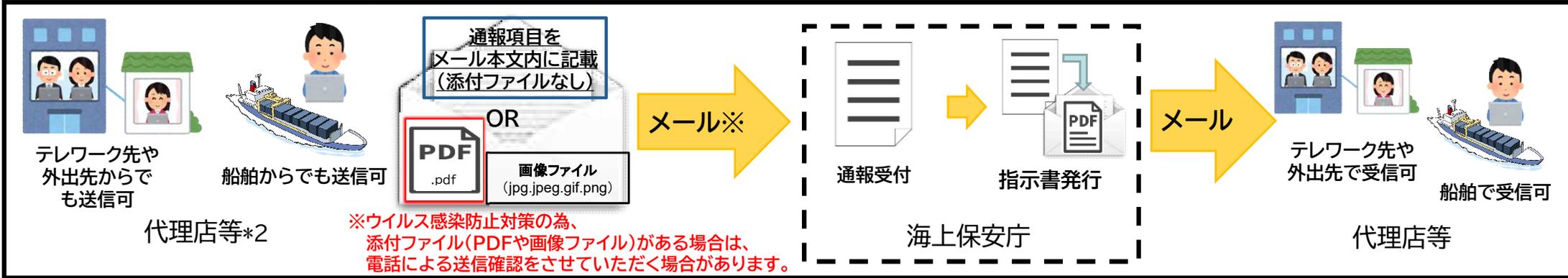
- | | |
|----------------------|------------------|
| ・若松港内交通管制室（牧山信号所） | TEL 093-871-2482 |
| ・佐世保海上保安部交通課（高後埼信号所） | TEL 0956-34-4137 |
| ・関門海峡海上交通センター運用管制課 | TEL 093-372-0090 |

電子メールによる航路通報等の申請フロー図【FAXの利用廃止：令和5年1月1日～】

電子メールによる航路通報等*1の申請は次のような手順になります。

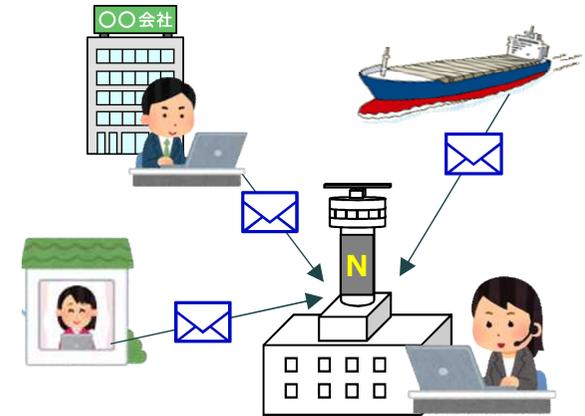
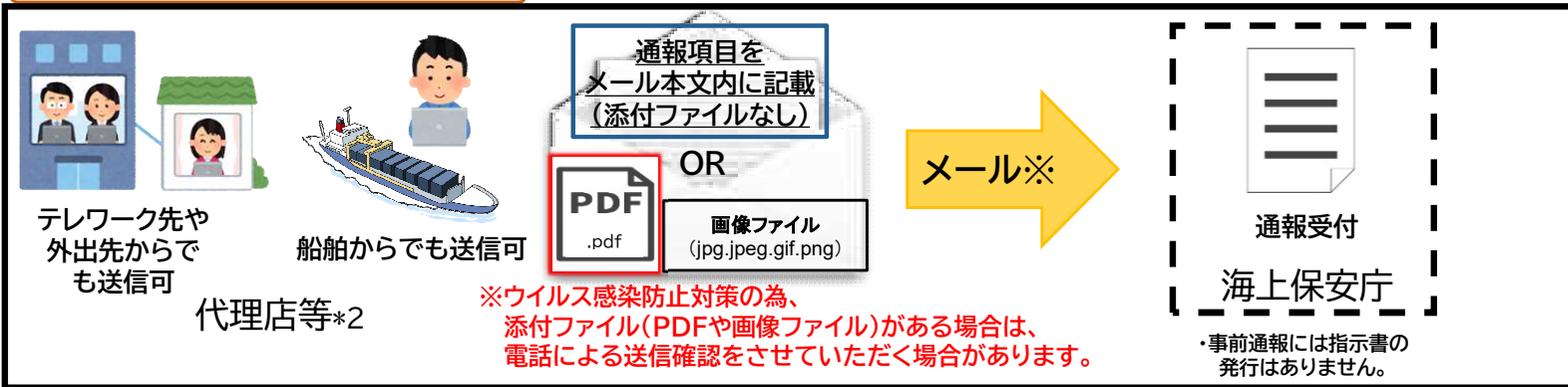
航路通報(海交法)

*1 航路通報等：海上交通安全法及び港則法に基づく航路入航前の通報をいう。



事前通報(港則法)

*2 代理店等：船舶代理店、船舶、船会社及び海事代理士をいう。



※【メール送付時の注意事項】

- ・件名の統一で送付してください。「航路通報 船名(代理店等名 担当者 電話番号)」
「事前通報 船名(代理店等名 担当者 電話番号)」
- ・メール本文に通報事項を記載いただくほうが添付ファイルをPDF化又は画像ファイル化する必要がなく効率的です。
- ・添付可能なファイルはPDF(.pdf)又は画像ファイル(jpg、jpeg、gif、png)のみです。

通報内容を変更
する場合は！？

➤従来どおり、通報のタイミングに応じ電話、無線等での変更通報を行ってください。ただし、FAXによる変更通報は利用廃止となりますので、電子メールによる変更通報も可能です。

事前通報事項（メール本文例）

【港則法第 38 条第 2 項に基づく通報事項】

- （１）当該船舶の名称（船名）
- （２）当該船舶の総トン数及び長さ
- （３）当該水路を航行する予定時刻
- （４）当該船舶との連絡手段（VHF、船舶電話）
- （５）当該船舶が停泊し、又は停泊しようとする当該特定港の係留施設

【行政指導による通報事項】

※通報する保安部や海上交通センターから記載要請のない事項は適宜消去して使用してください。

- （６）呼出符号
- （７）MMS I 番号
- （８）船種、国籍
- （９）仕出港、仕向港
- （１０）出港岸壁名又は通過予定位置通報ライン名称と通過予定時刻
- （１１）航路航行時の最大喫水
- （１２）積載危険物の種類及び数量
- （１３）水先人乗船の有無

※【メール送付時の注意事項】

- ・ 次の件名で統一して送付願います。

「事前通報 船名（代理店等名 担当者 電話番号）」

- ・ 添付可能なファイルは、PDF（.pdf）又は画像ファイル（.jpg、.jpeg、.gif、.png）のみです。